

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第1号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市柘野老人デイサービスセンターの項中「午後5時」を「午後7時」に改め、同表京都市百々老人デイサービスセンターの項中「午後5時」を「午後5時30分」に改め、同表京都市春日丘老人デイサービスセンターの項中「午前8時30分」を「午前8時45分」に、「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

別表第2京都市柘野老人デイサービスセンターの項中「から同月3日まで（以下「年始」という。）」を「、同月2日」に、「12月29日から同月31日まで（以下「年末」という。）」を「12月31日」に改め、同表京都市衣笠老人デイサービスセンターの項中「年始」を「1月1日から同月3日まで（以下「年始」という。）」に改め、同表京都市鳳徳老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月29日から同月31日まで（以下「年末」という。）」に改め、同表京都市小川老人デイサービスセンターの項中「年末」を「12月31日」に改め、同表京都市高野老人デイサービスセンターの項中「及び土曜日」を削り、同表京都市西ノ京老人デイサービスセンターの項中「日曜日」の右に「並びに年始及び12月31日」を加え、同表京都市百々老人デイサービスセンターの項中「年始」を「日曜日並びに年始」に改め、同表京都市勸修老人デイサービスセンターの項中「年始」を「日曜日並びに年始」に改め、同表京都市島原老人デイサービスセンターの項中「1月1日」を「年始及び12月31日」に改め、同表京都市東九条老人デイサービスセンターの項中「日曜日及び土曜日並びに」を削り、同表京都市西院老人デイサービスセンターの項中「、土曜日及び条例第3条

第2項に規定する休所日」を「及び土曜日並びに年始及び年末」に改め、同表京都市春日丘老人デイサービスセンターの項中「日曜日」の右に「並びに年始及び12月31日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)